

各資料には、次のような内容を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、
①～④の「基本目標」を記載しています。

第4次堺市地域福祉計画において定めた、
[1]～[5]の「重点施策」を記載しています。

基本目標① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

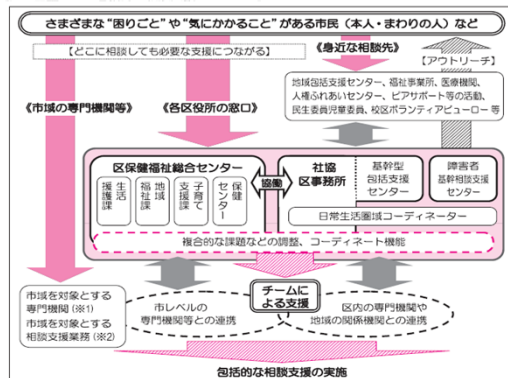
重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

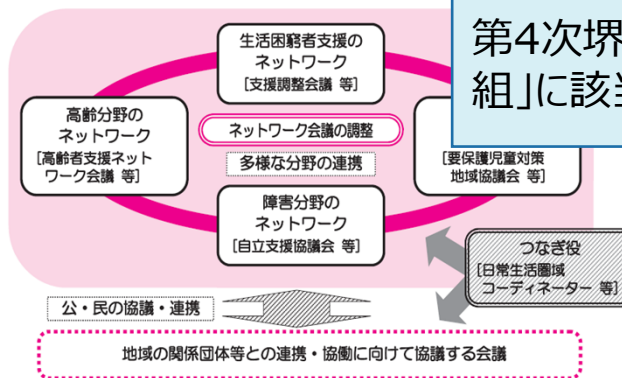
第6次堺市社会福祉協議会
地域福祉総合推進計画において定めた、1～3の「取り組む方向性」を記載しています。

○堺市における重層的支援体制整備事業の実施について【取組1) 2) 3)】

- ・令和3年度の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた具体的施策として、重層的支援体制整備事業の実施が努力義務化された。
- ・堺市においては、「区を基盤とした包括的な相談支援体制の構築」や「包括的な支援に向けた協働を進めるためのネットワーク会議等の連携」を進めるにあたり、当該事業の実施を令和3年度より段階的に進めており、令和6年度から本格的に実施する予定である。



※区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ



※包括的な支援に向けた協働をすすめるためのネットワーク会議等の連携のイメージ

第4次堺市地域福祉計画における「市の主な取組」に該当する項目番号を記載しています。

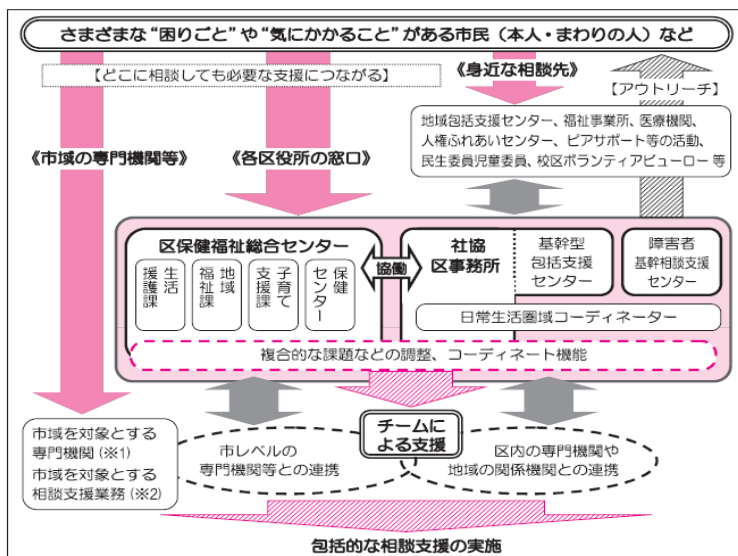
【資料の例】

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

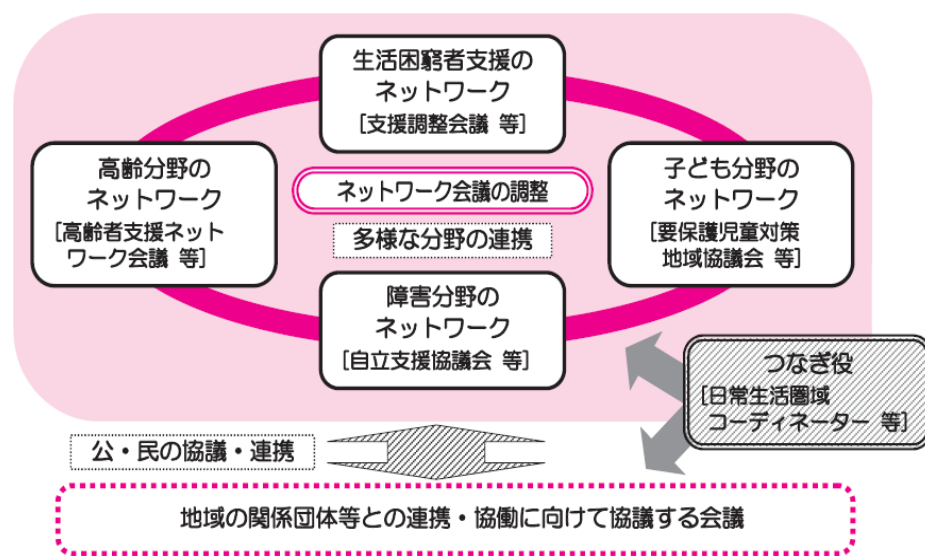
取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○堺市における重層的支援体制整備事業の実施について【取組1) 2) 3)】

- ・令和3年度の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた具体的施策として、重層的支援体制整備事業の実施が努力義務化された。
- ・堺市においては、「区を基盤とした包括的な相談支援体制の構築」や「包括的な支援に向けた協働を進めるためのネットワーク会議等の連携」を進めるにあたり、当該事業の実施を令和3年度より段階的に進めており、令和6年度から本格的に実施する予定である。



※区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ



※包括的な支援に向けた協働をすすめるためのネットワーク会議等の連携のイメージ

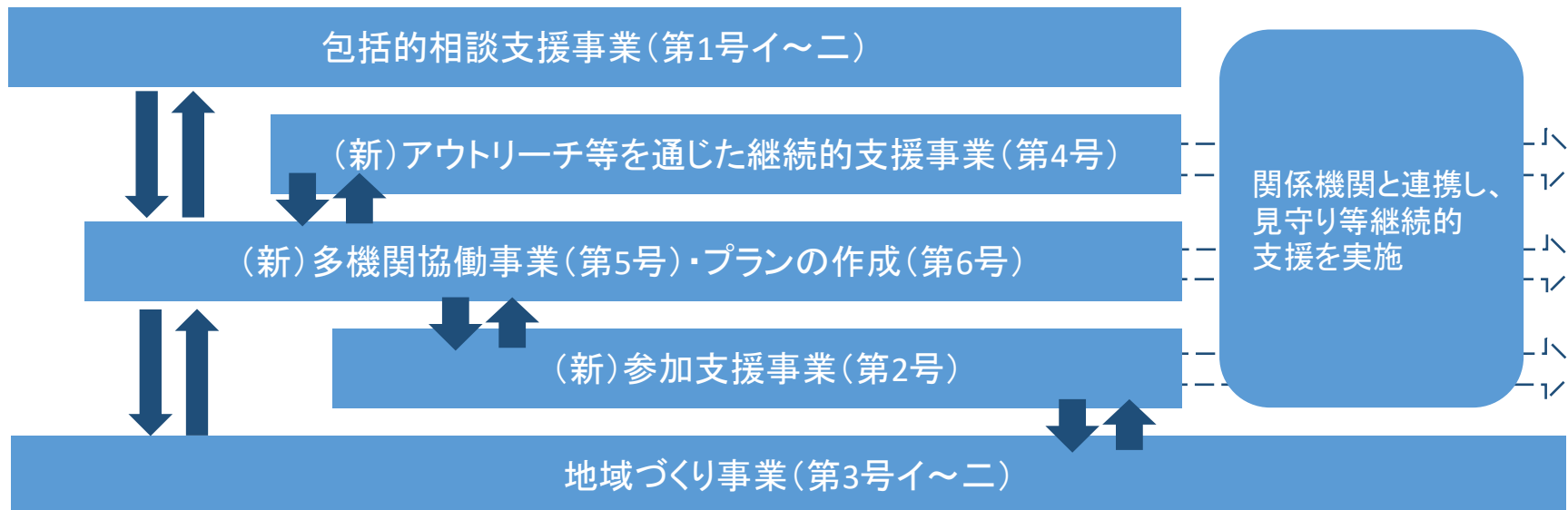
【参考】重層的支援体制整備事業

(社会福祉法第106条の4第2項関係)

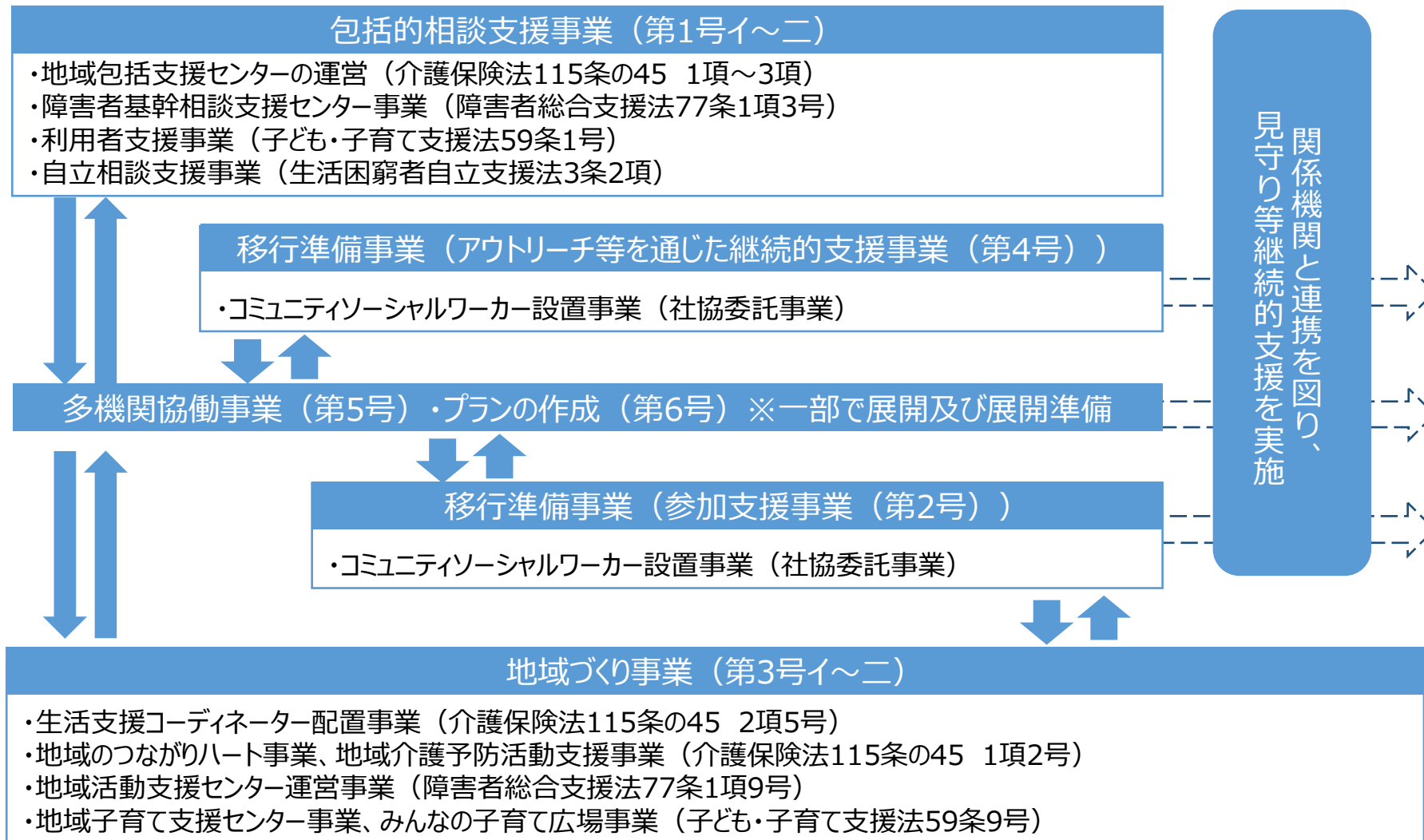


令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」は、これまでも取り組んできた①**包括的相談支援事業**（相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める事業）や、②**地域づくり事業**（住民同士のケア・支え合う関係性を育む事業）に加えて、③**多機関協働事業**（相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする事業）、④**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**（本人との関係性の構築に向けて支援する事業）、⑤**参加支援事業**（社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人について、本人のニーズと地域資源との間を調整する事業）をすべて実施するものである。

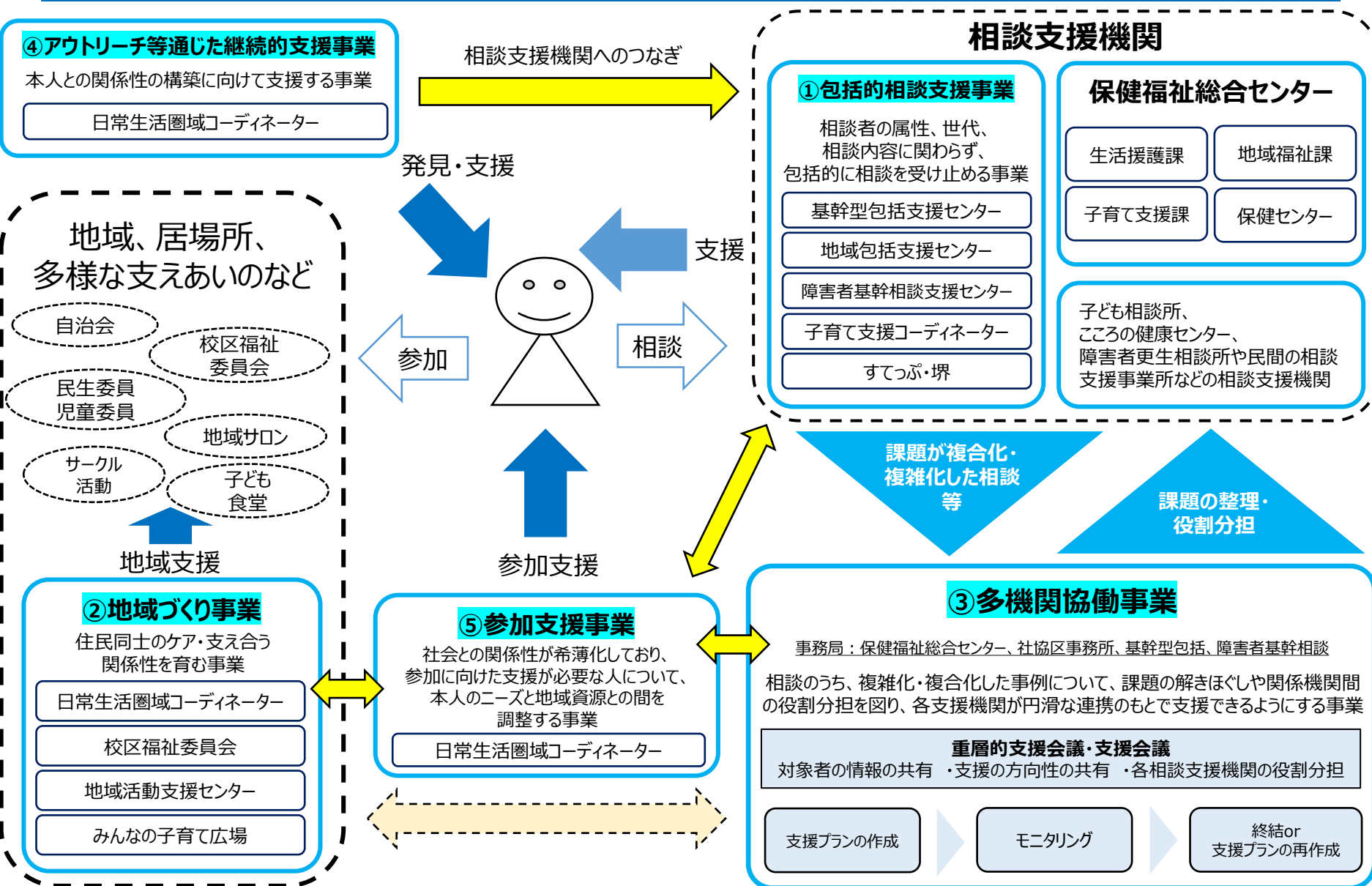
(事業イメージ)



■ 【参考】本市の現状（R5年度）



【参考】本市における重層的支援体制整備事業



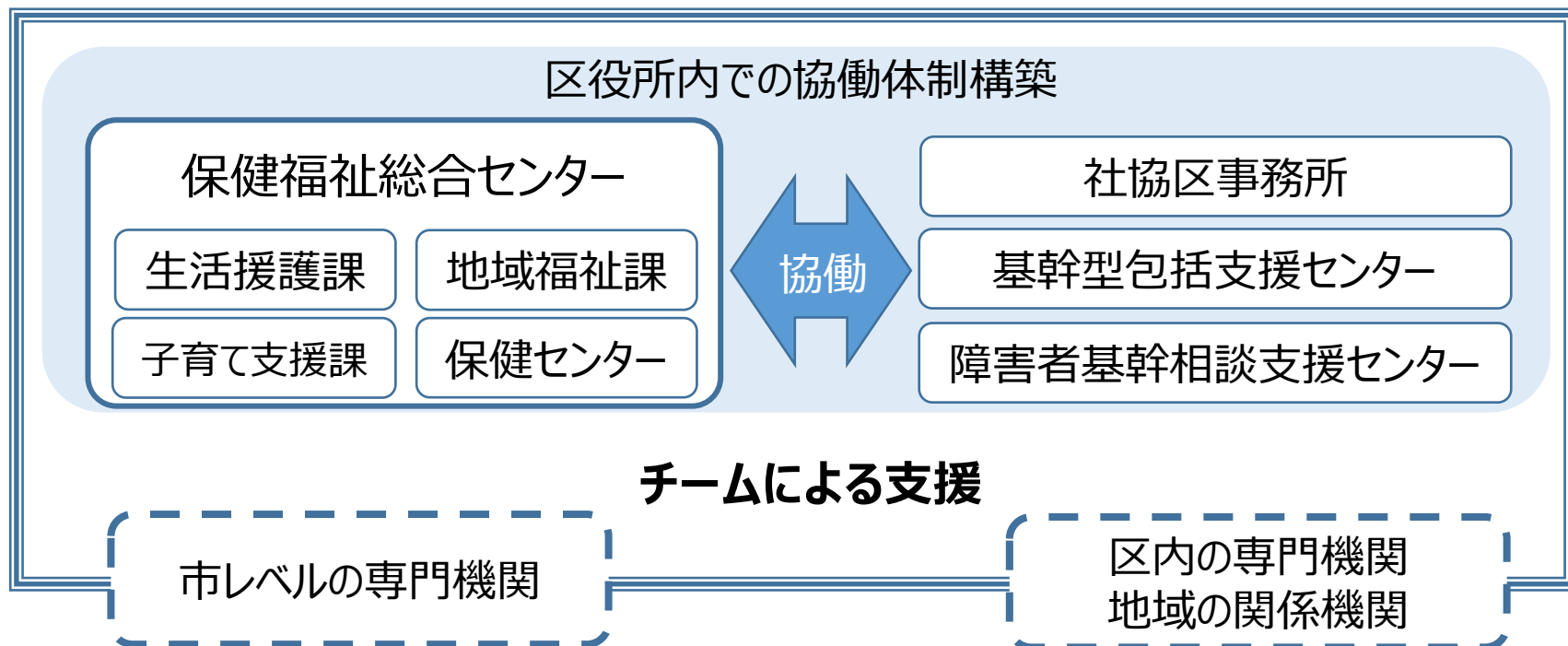
重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○多機関協働事業等の実施【取組1)① 2)①】

・複雑化、複合化した者（世帯）に対する支援のために課題の解きほぐし、役割分担を行うなどにより支援チームを作る多機関協働事業等の実施。

・令和4年度から南区で、令和5年度から堺区にて先行実施。R6年度から全区で実施予定。



【参考】本市における多機関協働事業の運営方法

■多機関協働事業統括会議 ★統括支援会議

協議事項：①すべての重層的支援会議対象者及び個別支援会議対象者の情報共有、モニタリング、支援プラン見直し及び終結決定等
②区における保健福祉総合センター及び支援関係機関の連携や、相談機能強化に向けた取組についての協議

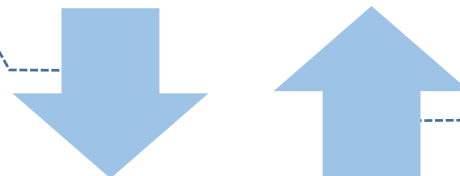
構成組織：生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、保健センター、社会福祉協議会区事務所、基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、すてっぷ・堺、その他保健福祉総合センター所長が必要と認める支援関係機関
(構成組織から会長を保健福祉総合センター所長が選出。会長が属する組織以外からは副会長もしくは事業担当者を選出。)

開催頻度：定期的な開催

備考：・出席者は所属組織における対象者の情報収集及び進捗確認を行い、統括会議にて報告をする
・重層的支援会議もしくは個別支援会議に参加していない組織からの客観的意見の集約
・重層的支援会議及び個別支援会議において課題の整理ができない場合や調整が難航した場合のアドバイザー機能を有する

※ ■多機関協働事業統括会議と★統括支援会議は一体的に実施

・統括会議において、個別会議による再プラン作成等が必要と判断した場合の会議招集指示（随時）
・個別会議において、アセスメントや課題の整理、役割分担について、硬直化した場合や調整が難航した場合の調整（アドバイザー機能）



・個別会議における進捗報告
・個別会議において、アセスメントや課題の整理、役割分担について、硬直化した場合や調整が難しい場合の調整依頼

□重層的支援会議（対象者同意あり） ☆個別支援会議（対象者同意なし）

協議事項：担当者によるケースカンファレンス。情報共有、アセスメント、課題及び支援の方向性の整理、役割分担を示した支援プランの作成

出席者：現在、対象者に関係している支援関係機関の担当者及び今後関係を有する可能性がある支援関係機関の担当者

備考：□対象者同意あり ☆対象者同意なし
■と□、★と☆がそれぞれ親会と個別会議の関係

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

○多機関協働事業等の実施【取組1)①】

取組経過

取組経過	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・南保健福祉総合センターにおいて、多機関協働事業等の体制構築について検討。・南区版の多機関協働事業の要綱を策定し、令和4年度からの先行実施の準備を行った。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・南保健福祉総合センターにおいて、多機関協働事業等の先行実施。・堺保健福祉総合センターにおいて、次年度より先行実施に向けた準備を実施。・今後の全市展開を見据えて、全区で運用できる要綱、マニュアルの作成。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・全市版の要綱およびマニュアルの運用を開始（南区版は廃止）。・南保健福祉総合センターにおいて、先行実施の継続。・堺保健福祉総合センターにおいて、先行実施の開始。・中、東、西、北、美原保健福祉総合センターにて、R6年度からの本格実施に向け準備開始。
令和6年度 以降	<ul style="list-style-type: none">・全保健区市総合センターにおいて、多機関協働事業等の本格的な運営を開始。 （＝「重層的支援体制整備事業」の本格実施）

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

○堺市社会福祉職員人材育成方針の改定【取組1）①】

- ・変化する社会情勢や複雑化・複合化した生活課題などに対応でき、本市の社会福祉行政を牽引する役目である社会福祉職員を育成していくため、**H26年度に策定した「堺市社会福祉職員人材育成方針」をR5年3月に改定。**
- ・同方針に基づき、効果的なOJTや研修体系の構築、ジョブローテーションを推進していく。

堺市社会福祉職員人材育成方針（概要版）

背景・必要性、社会福祉職員の現状（第1章・第2章）

背景・必要性
 専門職固有の課題や当時の社会情勢に対応していくため、平成26年度に「堺市社会福祉職員人材育成方針」を策定しました。
 しかし、当時から社会情勢は大きく変化し、市民が抱える課題も複雑化・複合化しています。そのため、組織的・計画的な人材育成を推進することで、能力・組織力を高め、市民の福祉向上に貢献し、信頼される福祉行政の実現を目的として、方針を改定します。

社会福祉職員の現状
 平成13年度から本格的に社会福祉の専門職採用を開始し、令和4年4月1日現在で269名の社会福祉職員が在籍しています。

所 属	人 数
保健福祉総合センター	134
生活課福祉	25
地域福祉課	21
子育て支援課	5
子ども青少年育成部	65
子ども相談所	12
生活福祉部	1
長寿社会部	6
障害福祉部	6
合 計	269

※令和4年4月1日現在

社会福祉職員の理念・めざすもの、取組（第3章・第5章）

堺市社会福祉職員の理念
 人権の尊重と高い倫理観を基本的価値として、変化する社会や個人のニーズに対応できる柔軟さと高い専門性をあわせた相談支援・政策を通じて、福祉行政を牽引し、堺市民の福祉の向上に貢献します。

堺市社会福祉職員のめざすべき職員像

- 「ForからWithへ」
市民に寄り添い、共に考え・協働し、最善を尽くし、信頼される職員
- 「Mission・Passion・Profession」
使命や役割を自覚し、専門性の向上のために努力し続ける職員
- 「福祉行政のLeading player」
柔軟で幅広い視野と挑戦する心構えを持ち、福祉行政の牽引役を担う職員

社会福祉職員の専門性（第4章）

社会福祉職員とは
 行政職員としての能力 + 専門職としての能力 = 社会福祉職員（行政職員 + 福祉行政のプロフェッショナル）

堺市におけるジェネラリスト・スペシャリスト

ジェネラリスト
 多様な福祉分野の経験を活かし、スペシャリストの専門性を引き出しながら、広い視野を持って福祉施策の調整・企画立案に携わる。

スペシャリスト
 特定の福祉分野の専門人材として、当該分野を牽引する。後進の育成・指導や、当該分野の施策の企画立案にも関与する。

人材育成に係る取組

計画的・組織的なジョブローテーション
 組織全体として共通認識を持ち、計画的かつ組織的なジョブローテーションを推進

効果的なOJT
 必要な能力の獲得を支援するために組織全体として指導・助言を実施

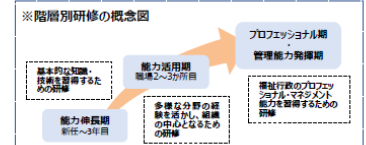
体系的な研修・OffJT
 階層別など体系的な研修体系を構築し、専門性の向上を推進

キャリア形成
 ロールモデル等の関わりを通じて、キャリア形成を支援

※ジョブローテーションの基本的な考え方

- 適性を見極め、能力や専門性を最大限発揮
- 複数の部署での経験（2～3か所目）
- 対人援助業務を中心とした現場経験（1か所目）

※階層別研修の概念図



重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】

専門職向け研修「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」の実施

社会福祉協議会と「地域福祉志向の人材づくり」に向け、「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」を推進。

社会福祉協議会が研修企画者を堺市内の専門職から募り、社会福祉協議会、行政、専門職が企画から当日の運営までを実施。

- ・平成30年度から全市域における研修を実施（R2年度はコロナ禍により中止）。
- ・開催を重ねるごとに研修企画者・参加者ともに広がりを見せ、福祉領域だけでなく医療・教育・保育分野等からの参加もある。
- ・令和4年度からは全市域版の知見を活かし、区域展開を行っている。令和4年度は南区、西区で実施。令和5年度は堺区でも開催予定。



重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○各種生活相談支援の状況【取組1)②】（一部新規）

(1) 生活困窮者自立相談支援

生活仕事応援センター「すてっぷ・堺」において、生活困窮者（生活保護受給者以外）に対する総合相談支援や就労支援を実施。

相談支援実績	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年9月末
新規相談件数	1,862件	12,821件	12,059件	3,863件	1,085件
新規相談 受付件数	626件	6,395件	7,612件	2,259件	883件
新規相談 申込件数	252件	2,793件	1,453件	643件	778件
支援のべ 件数	8,957件	40,788件	33,852件	16,591件	6,483件

(参考) 主な相談主訴（令和5年4～9月）

（複数回答）

	収入・生活費のこと	仕事探し・就職について	住まいについて	債務について
相談件数	446件	224件	102件	104件

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

(2) 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失された方または喪失するおそれのある方に対し、原則3か月（最長9か月）の家賃相当額（生活保護基準）の住居確保給付金を支給。
（支給申請は「すてっぷ・堺」にて受付）

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、令和2年4月に、離職等の申請要件が緩和。

住居確保給付金実績	新規相談件数	支給決定件数
令和5年度（令和5年4～9月）	125件	38件
令和4年度	444件	181件
令和3年度	765件	270件
令和2年度	1934件	717件

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

(3) 生活福祉資金（新型コロナウイルス感染症特例貸付）

社会福祉協議会において相談受付を実施。コロナ禍に伴う減収等による当面の生活費の需要に応える為、令和2年3月25日から令和4年9月末にかけて特例貸付の受付窓口として対応。

- ・ 緊急小口資金：200,000円
- ・ 総合支援資金：150,000円（複数世帯200,000円）× 3か月

各制度	令和2年度 ※1		令和3年度		令和4年度 ※4	
	相談件数	申請件数	相談件数	申請件数	相談件数	申請件数
緊急小口資金（本則）	321件	33件	405件	32件	1,921件	52件
総合支援資金（本則）	363件	29件	317件	15件	295件	5件
新型コロナウイルス特例貸付	36,805件	26,062件	24,842件	11,576件	6,459件	1,714件
①緊急小口資金		9,736件		3,572件		858件
②総合支援資金（初回）		7,653件		3,185件		856件
③総合支援（延長貸付）※2		4,702件		1,023件		—
④総合支援（再貸付）※3		3,971件		3,796件		—

(※1) 特例貸付開始R2.3.25～ (※2) 延長貸付R2.7月～R3.6月 (※3) 再貸付R3.2月～12月 (※4) 特例貸付終了～R4.9月末

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

● 特例貸付借受人等へのフォローアップ支援の取り組み

- 1) 令和5年6月5日 : 「堺市コロナ貸付返済相談窓口」を開設
- 2) 令和5年8月27日 : 「返済（猶予・免除）相談会」を開催

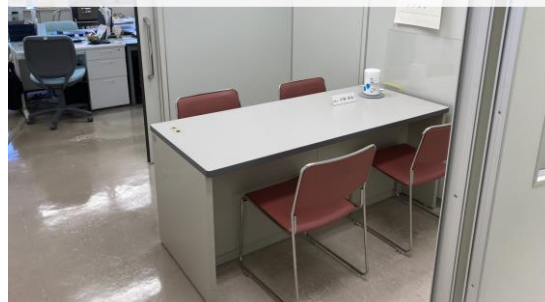
主催：堺市社会福祉協議会 共催：堺市 協力：大阪弁護士会・NPO法人ふーどばんくOSAKA

1 猶予・免除の相談会



① 137世帯からの相談受付

2 無料法律相談



② 16世帯が弁護士相談を行い、3件が弁護士受任

3 食料品の無料配布



③ 183世帯に食料品を配布

※イベント・窓口周知のため、特例貸付の返済が開始した約12,000世帯に対して案内を郵送。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

● 特例貸付借受人等へのフォローアップ支援における相談受付状況

償還困難な世帯をはじめとして、償還手続き及び生活に関する相談を行った。

世帯別対応状況内訳 対象世帯数:12,869世帯

項目	世帯数	割合
免除承認 ※1	5,384	41.8%
口座振替	3,095	24.1%
猶予承認 ※2	444	3.5%
債務整理	298	2.3%
未応答 ※3	2,443	19.0%
行方不明 ※4	678	5.3%
その他 ※5	660	5.1%

令和5年8月末 現在

● 堺市コロナ貸付返済相談窓口の相談受付状況

(令和5年4月1日～9月末)

・電話相談	2,456件
・来所相談	855件
・猶予申請	366件

● 堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」の相談受付状況

(令和5年4月1日～9月末)

・猶予申請者への相談対応	154件
・免除申請者のうち相談を希望する世帯 ※6	521件

※1 借受人及び世帯主が非課税、生活保護受給中、重度障害手帳等の所持などに該当する場合、返済が免除される。

※2 離職や病気、多重債務など返済すると生活に支障を来す場合、1年間返済を猶予される。

※3 免除・口座振替・猶予等いずれの手続きもとっていない世帯。 ※4 郵送が届かず電話連絡をしてもつながらない世帯

※5 一括返済・死亡・不正受給・手続き中・不承認等

※6 大阪府社会福祉協議会より免除申請手続きに際して行ったアンケートで、自立相談支援機関への相談を希望した世帯 (R5.6月～9月)

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

（４）新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を利用した世帯であって、なお生活に困窮している世帯を対象として同支援金を支給。（申請受付期間：令和3年7月～令和4年12月末）

・単身世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円

生活困窮者自立支援金 (初回支給と再支給の合計)	令和3年度 (7月～3月)	令和4年度 (4月～12月)	合計
申請件数	3,152件	935件	4,087件
決定件数	2,449件	850件	3,299件

（５）生活保護

憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を送れるよう生活費や医療費等を給付し、生活困窮世帯が自分たちの力で生活していけるように援助することを目的として実施。

	相談実績	申請実績	開始実績
R4年度	6,964件	2,910件	2,788件
R3年度	6,535件	2,664件	2,410件
R2年度	6,320件	2,643件	2,456件

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

(6) 学習と居場所づくり支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に属する中学生及び高校在学年齢の子ども等を対象として、無料で学習でき、居場所となる場を提供。

また、支援員による家庭訪問や面談等を通じて、進路選択等に関する相談支援を実施。

令和4年 事業利用者数	123名
令和4年 利用のべ回数	1819回



(7) ホームレス支援

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、大阪府や府内南部の自治体と協力して、ホームレス支援を実施。

○都市公園や河川敷などホームレスが起居している場所へ巡回して相談支援を実施。

インターネットカフェ等終夜営業店舗を訪問し、制度の周知を実施。

○必要に応じてビジネスホテル等の宿泊施設へ一時的に入所の上、住宅の確保や医療機関への受診などを支援。

	令和3年	令和4年	令和5年
ホームレス概数調査結果（毎年1月時点）	9名	8名	9名
一時生活支援事業利用者数(R5年は9月末)	51名	59名	26名

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

(8) 生活相談コンシェルジュ

新型コロナウイルスの影響による経済面など様々なお困りごとを抱え、適切な相談先が分からない方への対応をきめ細やかに行うことを目的として、令和3年12月1日より「新型コロナ・生活相談コンシェルジュ」を開設していました。

令和4年4月27日以降は新型コロナウイルス感染症による困りごと以外にも対応し、より市民に近く利便性が高い各区保健福祉総合センターへ常設相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を開設しました。

開設日：令和4年4月27日（水）～（12月29日～1月3日や土日・祝日除く）

